

学校体育施設の交付金及び活用・事例について

(1) 学校施設環境改善交付金等【保健体育課所管】

学校施設環境改善交付金は、地方公共団体が策定する施設整備計画に基づき、学校施設の改築・改修等を計画的に進めるために国が交付する制度である。

体育施設に関する事業では、屋内・屋外運動場等を対象に、教育環境の改善や安全性の確保、学習環境の質的向上を目的として活用されており、学校体育の円滑な実施や児童生徒の健康・安全の確保の観点から重要な制度である。

学校体育施設に係る学校施設環境改善交付金の要項については、本ページ掲載の二次元コード①から確認することができるため、制度理解や活用検討の参考として活用されたい。

なお、交付金の申請及び執行に当たっては、設置者である市町村教育委員会が施設整備計画を策定し、都道府県教育委員会を経由して国に提出する必要がある。



二次元コード①

[学校施設環境改善交付金](#)

(2) 「学校体育施設の有効活用に関する手引き」(令和7年3月 改訂スポーツ庁)

本手引きは、学校体育施設を、体育の授業や学校行事に加え、地域スポーツや社会教育等にも活用することを視野に入れ、施設の有効活用を進めるための考え方や具体的な取組の視点を整理したものである。

少子化の進行や施設の老朽化が進む中、学校体育施設を学校単独で管理・利用するのではなく、地域と共有する教育資源として捉え、計画的かつ持続可能な活用を図ることが求められている。本手引きでは、学校開放や地域連携を進める際の基本的な考え方、管理・運営上の留意点、関係機関との役割分担等が示されている。

本ページに掲載している二次元コード②から、手引きの全文を確認することができるため、学校体育施設の有効活用や地域連携の在り方を検討する際の参考として活用されたい。



二次元コード②

[学校体育施設の有効活用](#)

(3) 「学校施設の集約化・共同利用に関する取組事例集」(令和2年3月 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部)

本事例集は、児童生徒数の減少や学校施設の老朽化が進行する中において、学校施設を将来にわたり持続的に維持・活用していくため、施設の集約化や共同利用に関する取組の背景や考え方、具体的な事例を整理したものである。

学校施設の集約化・共同利用は、単なる施設削減や経費削減を目的とするものではなく、教育活動の質を確保しつつ、地域全体の教育・スポーツ環境を維持・向上させることを目指して進められるものである。本事例集では、複数校による施設の共同利用や、地域施設との一体的な整備・活用等の取組が示されており、体育館や運動場、プール等の体育施設がどのように位置付けられているかを具体的に確認することができる。

なお、本事例集は、アンケート結果を基に事例収集が行われており、特にプールに関する取組事例が多く掲載されている点の特徴である。プールに関する取組については、①学校プールの共同利用、②公営プールの活用、③民営プールの活用に分類して整理されており、あわせて④社会体育施設の活用に関する取組も紹介されている。

本ページに掲載している二次元コード③から、事例集の全文及び各取組の詳細を確認することができるため、学校体育施設の集約化・共同利用に関する具体的な検討や理解を深める際の参考として活用されたい。



二次元コード③

[学校施設の集約化・共同利用に関する取組事例集](#)